

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会（以下「会」という。）という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を埼玉県ふじみ野市大井二丁目15番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされるふじみ野市内に在住する、または市内の小学校に通う児童に対して、「豊かな質を備えた学童保育」事業の運営により、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 子どもの健全育成を図る活動
- 二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 特定非営利活動に係わる事業
 - イ ふじみ野市内における社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業としての学童保育の設立、運営に関する事業（放課後児童健全育成事業）
 - ロ その他、この会の目的を達成するために必要な事業
 - 二 その他の事業
 - イ バザー、フリーマーケットの企画実施
- 2 その他の事業は、この会の行う特定非営利活動に係わる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この会が営む特定非営利活動に係わる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- 二 準会員 この会の目的に賛同し、この会の事業を支援するため入会した個人及び第19条に規定する職員
- 三 賛助会員 この会の目的に賛同し、この会の事業を財政的に支援するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この会の会員になろうとするものは、別に定める「入会要項」を認めて、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にこれを通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会で定める会費を納入しなければならない。ただし、理事会が別に規定した会員は、会費を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき
- 二 死亡または失踪宣告を受けたとき
- 三 会員である団体が消滅または破産したとき
- 四 会員が会費を継続して6ヶ月以上滞納したとき
- 五 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 この会は、会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により会員を除名することができる。

- 一 法令、この会の定款または規則、規定に違反したとき

- 二 この会の信用を失わせる行為、またはこの会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の場合において、この会は、理事会の開催日の5日前までに、除名しようとする会員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この会は、除名の決議があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別、定数及び選任等)

第13条 この会に次の役員を置く。

- 一 理事 5人以上20人以内
 - 二 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
 - 3 理事及び監事は総会において選任する。
 - 4 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
 - 5 監事は、理事またはこの会の職員を兼ねることができない。
 - 6 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 理事の業務執行の状況を監査すること
 - 二 この会の財産の状況を監査すること
 - 三 前2号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会または所轄庁に報告すること
 - 四 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

五 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は、通常総会の翌日から翌年の通常総会の日までの期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長並びに必要な職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

3 この会に、会の事業を執行するため、「指導員」を職員として配置する。この職員の勤務等に関する規定は、別途理事会で定める。

第5章 総 会

(種別)

第20条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算
- 三 事業報告及び収支決算
- 四 役員を選任または解任、職務及び報酬
- 五 会費の額
- 六 借入金額の最高限度額
- 七 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- 八 合併
- 九 その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に開催しなければならない。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- 二 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- 三 第14条第4項第四号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第三号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第一号及び第二号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または代理人をもって表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した正会員は、前2条及び第30条第1項第二号の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(正会員以外の会員の発言権)

第29条 正会員以外の会員は、総会において、議長の許可を得て発言することができる。ただし、表決権は有しない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

三 議長の選任に関する事項

四 審議事項

五 議事の経過の概要及び議決の結果

六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、理事長が認めた時は、この限りではない。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 四 事務局の組織及び運営に関する事項
- 五 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 第14条第4項第五号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第二号及び第三号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール、ファックスのいずれかをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長若しくは理事が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意が

あった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時および場所
 - 二 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - 三 審議事項
 - 四 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(諮問委員会とクラブ保護者会)

第40条 この会の運営に関して、理事長の諮問に答えるため、諮問委員会とクラブ保護者会を置く。

- 2 諮問委員会の委員は、正会員及び準会員の中から、理事会で選任された者がこれにあたる。
- 3 諮問委員会の委員は、役員を兼ねることができない。
- 4 理事会はその事業運営の必要に応じて、諮問委員会並びにクラブ保護者会に対し、随時または定例的に開催を求めることができる。
- 5 諮問委員会並びにクラブ保護者会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された資産
- 二 会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収入
- 五 事業に伴う収入
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第42条 この会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、その案を理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画の変更及び予算の追加または更正)

第49条 理事会は、事業年度中に事業計画及び収支予算書を変更した場合、当該事業年度終了直後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 この会の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の議決
- 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 三 正会員の欠亡
- 四 合併
- 五 破産手続開始の決定
- 六 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第一号の事由によりこの会が解散するときは、総会において正会員総数の3分の

2以上の議決がなければならない。

3 第1項第二号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この会が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した者に帰属させるものとする。

(合併)

第56条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この会の公告は、この会の事務所前の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則の制定または変更は、理事会の議決を経て、理事長がこれを行う。

附 則

1. この定款は、この会の成立の日から施行する。
2. この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	前田 敦子
副理事長	嘉仁 勇太
副理事長	井上 育
理 事	杉山佐和子
同	神木 美佳
同	齊藤 綾子
同	佐々木加奈子
同	島田 孝枝
同	清野 利江
同	山崎 明美

同 佐藤 春枝
監事 谷口 隆二
同 柄澤 悟

3. この会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年5月31日までとする。
4. この会の設立当初の事業会計及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この会の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
6. この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 正会員 入会时会費 15,000円
年会費 0円
 - ② 準会員 年会費 0円
 - ③ 賛助会員 年会費 20,000円